

第4回 那須平成の森基金助成金募集要領

那須平成の森基金は、平成23年5月に開園した那須平成の森（那須高原ビジターセンターを含む。）の運営を幅広い人々の支援のもとで進めることを目的として、同年2月に設立されました。本基金では、那須平成の森等における自然とのふれあいや、調査研究・モニタリング、環境管理、人材育成等の取組みを支援するため、那須平成の森基金助成規程に基づき、平成27年度に以下のとおり公募助成を行います。

1. 助成対象となる活動

那須平成の森（那須高原ビジターセンターを含む。）及びその周辺において行われる以下の活動を対象とします。

なお、基本的には単年度事業を対象とし、同一年度に同一人物・同一主体への重複助成は行わないこととします。

（那須平成の森基金助成規程 別表）

活動区分	活動内容
自然体験・自然学習の推進	・自然ふれあい等に関するボランティア活動 ・子どもを対象とした特別活動の実施
調査研究・モニタリングの推進	・研究者・学生等による調査研究 ・生物多様性等に関するモニタリング活動
自然環境の管理	・生物多様性向上のための自然環境管理・整備活動
人材の育成	・自然ふれあい等に関するインターンの受け入れ ・自然ふれあい等に関する研修・会合の実施

2. 助成対象となる費用科目

活動に直接必要な経費であって、原則として「謝金・賃金等（役職員に係る給与を除く）※」、「交通費」、「物品・資材購入費」、「賃借料・委託費・役務費」、「通信・運搬費、消耗品費」に該当するものとします。役員・職員の給与（人件費）の給付は認められません。

なお、他の助成金等を併用する場合には、申請書に内訳を明記して下さい。

※助成活動のために招聘した講師への謝金や、助成活動のために短期雇用したアルバイトの賃金は助成対象ですが、助成団体の役員や職員に対する通常の給与については助成対象になりません。

3. 本基金の助成金総額と件数

総額20万円程度、件数は複数件（2～3件程度）を予定しています。

※複数件に対して助成を行う場合、その総額が20万円程度です。

4. 助成対象事業の期間

原則として助成の決定日より平成28年2月15日までとします。

5. 応募締め切り日

所定の申請書類を平成27年3月27日必着で、下記事務局あてに送付してください。

6. 助成先の選考方法及び決定時期

助成先は、有識者等からなる那須平成の森基金委員会において厳正に審査・選考のうえ、平成27年4月下旬頃に決定します。選考の結果は、助成申請者全員に書面にて通知します。また、審査の結果、助成額を減額することがあります。

助成決定後の手続き・助成金の交付については、那須平成の森基金助成規程によるほか、詳細は個別に通知します。

7. 活動報告及び助成金支払時期

助成活動の完了後、1ヶ月以内に実績報告書の提出が必要です。その内容は、那須平成の森ニュースレター・ホームページへの掲載等により公開する予定です。

助成金支払いについては、平成27年度末に開催予定の那須平成の森基金委員会において審査・承認のうえ、支払い請求に基づきお支払いします。なお、必要と認められる場合は、前金払請求に基づき、助成決定額のうち7割の範囲内において前払いすることができます。

8. 留意事項

- (1) 活動中の事故対応、危険防止等については十分留意いただくとともに、保険等の手配をお願いします。
- (2) 那須平成の森及び那須高原ビジターセンターにおいて行う活動については、開館時間*内のみとします。
- (3) 助成活動を広報する場合は、那須平成の森基金の助成を受けて実施している旨が分かるようにして下さい。
- (4) 助成決定後、助成活動の実施にあたっては、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターで実施する行事と重複しないよう調整を行わせていただきます。
- (5) 那須平成の森は、環境省の国有財産となっているほか、日光国立公園特別地域に指定されており、工作物の設置、動植物の採取や捕獲などの行為が規制されています。助成対象活動の実施にあたり、自然公園法、国有財産法等に基づく許可が必要な場合には、それらの許可を事前に得なければ行為に着手することができません。

9. 助成に関するお問い合わせ等

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本207-2

那須平成の森基金事務局

電話：0287-76-2589 E-mail: kikin@nasuheiseinomori.jp

※ 開館時間

那須平成の森 4月～11月 9:00～17:00、12月～3月 9:30～16:30

那須高原ビジターセンター 4月～11月 8:30～17:30、12月～3月 9:00～16:30